

一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設設置者の皆様へ  
本特例措置を積極的にご活用ください。

公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る  
課税標準の特例措置（固定資産税）

特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

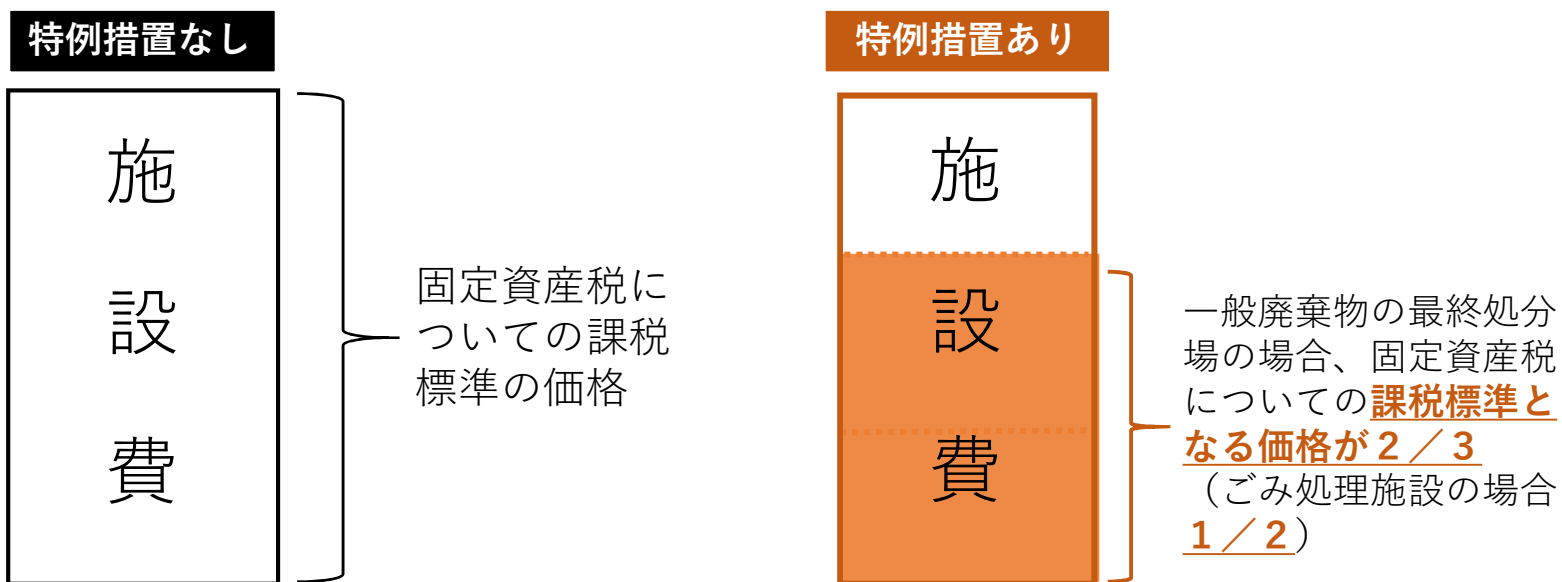
一般廃棄物の最終処分場

2 / 3

ごみ処理施設

1 / 2

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可又は第9条の8第1項の認定に係るものに限る。



制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省までお問合せ下さい。